



米中技術覇権をめぐる中国知財の動向

近年、先鋭化している米中摩擦は、初期の掛け合いから、技術覇権をめぐる争いに変化してきています。今回は、米中の技術覇権争いを背景とした中国知財の近時の動向を振り返り、今後の展望についてご説明します。

1. 米中第1段階の経済貿易協議

2020年1月15日、米国と中国は、第1段階の経済貿易協議に合意しました。合意内容には、最初に知的財産権と技術移転が定められており、米中摩擦の本質に技術覇権争いの面があることが推察されます。

(1) 知的財産権

協議書第1章では、知的財産権について定めており、主な合意内容と近時の中国知財に関する立法動向例は以下のとおりです。

| 主な合意事項 | 近時の主な立法動向 |
|------------------|---|
| 営業秘密 | <ul style="list-style-type: none"> 不正競争防止法改正 営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定 営業秘密侵害刑事事件の立件追訴標準の修正に関する決定 |
| 医薬品知財 | <ul style="list-style-type: none"> 特許法改正 医薬品特許紛争早期解決メカニズム実施弁法（試行） 医薬品特許紛争早期解決メカニズム行政裁決弁法 |
| ECプラットフォームの海賊版対策 | <ul style="list-style-type: none"> 電子商取引法 電子商取引プラットフォームにおける知的財産権に係る民事事件の審理に関する指導意見 ネットワーク知的財産権侵害紛争の法律 |

| | 適用問題に関する回答 |
|---------|--|
| 地理的表示 | <ul style="list-style-type: none"> 地理的表示の保護をより一層強化することに関する指導意見 |
| 悪意の商標対策 | <ul style="list-style-type: none"> 商標法改正 悪意商標先取り行為撲滅特別行動プラン 商標申請登録行為の規範化の若干規定 |
| 司法執行と手続 | <ul style="list-style-type: none"> 知的財産権侵害民事事件の懲罰的賠償の適用に関する解釈 知的財産権判決執行作業指針 知的財産権侵害刑事事件を取り扱う際の具体的な法律適用にかかる若干問題に関する解釈（三） 著作権法改正 |

このように、米中の合意事項と近時の立法動向は一致している部分が多く、米中摩擦が中国の知的財産法令の動向に影響を与えていることがわかります。

中国では、不正競争防止法、商標法、特許法、著作権法等の知的財産権の保護に関連する主要な法令を改正してきましたが、共通する特徴として挙げられるのが、賠償制裁の強化（特に最高5倍の懲罰的賠償）であり、合意内容においても、知的財産権の盗取、侵害を阻止するため中国が救済措置や懲罰的適用を強化することが定められていました。

この影響もあってか、2021年は、高額の損害賠償事件が大きな注目を集めました。2021年2月26日、バニリン営業秘密侵害事件において、最高人民法院は、グローバル市場でのシェアの高さ（60%）、技術秘密の商業的価値の大きさ、侵害の規模、侵害期間の長さ、

保全措置の執行拒絶等を考慮し、一審判決を破棄して、各侵害者に約1.59億元（約29億円）の損害賠償の連帯責任を判令しました。この事案は中国において最高額の営業秘密侵害事件となっており、2021年の人民法院十大事件に選出されています。また、エアコンメーカーのAUXが東芝から購入した圧縮機特許でグリーンを訴えた特許権侵害訴訟において、浙江省寧波市中級法院は、グリーンに対して1.67億元（約30億円）の損害賠償を命じ、中国の家電業界において最高額の特許侵害事件となりました。

(2) 技術移転

協議書第2章では、技術移転について、対外投資における移転の強制の禁止等を定めています。中国では、外商投資法で行政機関とその職員の行政手段による技術移転の強制を禁止（同法第22条第2項）し、技術輸出入管理条例を改正して、従来問題視されていた規制（①他人の権利侵害に関するライセンスの担保責任、②改良技術の成果の改良側への帰属、③制限的条項の禁止）を撤廃し、これらについて、民法典の強行規定に反しない限り当事者間で合意できるようにしました。これにより、技術移転が促進に向かうかと思われましたが、米国で輸出管理改革法（ECRA）による新興技術の規制が強まっている動きに対応して、中国では、2020年8月28日、輸出禁止・輸出制限技術リストを改正して多くの新興技術を追加し規制を強めています。

また、中国では、2018年に知的財産権対外移転関連業務弁法（試行）を施行しており、知的財産権の対外移転に対して国家安全への影響を審査すること等を規定しています。従来の技術輸出入管理条例は、発展途上国であった中国への技術移転が中心でしたが、今後は知財大国となった中国から国外への技術移転が増え、厳格化された技術移転規制が問題となるケースが増えることが予想されます。

2. 知財強国へ駆けあがる中国

昨年、知的財産権強国建設綱要（2021 -

2035年）等において、今後の中国知財における発展の方向性が示されました。大きな変化として挙げられるのが、量から質への転換です。従来の中国は、特許出願に補助金を出すことで、出願件数を爆発的に伸ばしてきました。しかし、特許出願行為の更なる厳格な規範化に関する通知により、特許出願段階での補助金を2021年6月末までに全面的に撤廃し、今後は特許登録後の補助金についても2025年までに全面的に撤廃することが公表されています。

また、戦略性新興産業分類と国際特許分類参照関係表（2021）を公表し、価値が高い特許を明確に特定しています。人工知能等の次世代情報技術、ハイエンド設備、新材料、バイオ、EV、新エネルギー、省エネ・環境保護、デジタルクリエイティブ、新技術とイノベーション創業サービス等の関連サービス、脳科学、量子情報、ブロックチェーン等のコア技術の特許が規定されており、このような高価値特許の出願割合が増加し質が向上していくことが予想されます。

3. 最後に

このように、中国知財は米中の技術覇権争いを背景として、2035年に向けて新しい時代に突入しており、従来の量を重視した権利の取得・技術輸入型から、質を重視した権利の活用・技術輸出型にシフトしていくと考えられます。

中国知財は、まさに大きな変革の時期を迎えており、特に新興技術の規制動向、特許動向、発展動向から目を離すことができません。

筆者紹介

三代川英嗣（みよかわ ひでつぐ）

TMI総合法律事務所所属の弁護士。
中国・台湾法務、知財・データ戦略法務、経済安保法務を主な専門領域とする。中国留学と台湾での駐在経験を有し、中国語の調査分析能力を活かした案件を得意としている。